



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年11月2日金曜日 第3024号

## ◇ 目 次 ◇

地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 960  
 農用地利用配分計画の認可.....（農政課農地・担い手対策室）... 960  
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）... 960  
 保安林の指定施業要件の変更予定.....（森林整備課）... 961  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 961  
 道路の供用開始（砥部伊予松山線）.....（中予地方局管理課）... 961  
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 961  
 指定道路の指定.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 961

## 公 告

サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務の委託.....（原子力安全対策課）... 962  
 ふく取扱者試験の施行.....（薬務衛生課）... 963  
 採石業務管理者試験の合格者の発表.....（土木管理課）... 963

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1032号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年11月2日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
松山市	梅木地区	平成26年度から平成29年度まで	松山市梅木地区の地籍図及び地籍簿
新居浜市	弟地の一部	平成28年度から平成30年度まで	新居浜市別子山弟地の一部の地籍図及び地籍簿

#### 2 認証年月日

平成30年11月2日

### ○愛媛県告示第1033号

平成30年9月26日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年11月2日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
大野 則 男	愛媛県松山市庄甲197番地3	愛媛県松山市庄甲334番1ほか3筆	2,184
国 広 一 義	愛媛県松山市高田甲903番地1	愛媛県松山市高田甲1087番ほか4筆	3,799
農事組合法人八反地営農組合	愛媛県松山市八反地甲228番地1	愛媛県松山市八反地甲1742番ほか5筆	4,587
田 中 成 典	愛媛県松山市鴨川三丁目1番1号ハイカルーム鴨川A203	愛媛県松山市安城寺町803番ほか3筆	914.3
吉 山 毅	愛媛県松山市安城寺町1080番地1	愛媛県松山市太山寺町甲647番1ほか3筆	1,693

#### 2 認可年月日

平成30年10月24日

### ○愛媛県告示第1034号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、西条市氷見地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年11月2日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・氷見上部地区）変更計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成30年11月5日から12月3日まで

#### 3 縦覧場所

西条市役所本庁

○愛媛県告示第1035号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
西条市小松町石鎚字途中の川3327の2
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成30年11月2日

愛媛県知事 中村時広

尾浦B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次結んだ線、標柱3号と標柱4号を市道鮎線西側官民境界線で結んだ線、標柱4号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
今治市	伯方町木浦	尾浦 鮎	甲2778番1	1号
			乙744番2	2号、3号
			乙739番	4号
		尾浦	甲2688番	5号
			乙1305番	6号、7号
			甲4653番	8号
			甲2779番6	9号

○愛媛県告示第1036号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第

○愛媛県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	松山市富久町424番2から 同町437番2まで	平成30年11月2日

○愛媛県告示第1038号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年11月2日

愛媛県中予地方局長 飯尾智仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建（開）第15号 平成30年10月18日	伊予郡松前町大字横田字中窪447番12、447番11	伊予郡松前町大字浜913番地9 松田拓郎

○愛媛県告示第1039号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成30年11月2日

愛媛県南予地方局長 佐伯登志男

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成30年10月24日
- 3 指定道路の位置

大洲市東大洲165番1の一部、165番5の一部

#### 4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 59.48メートル
- (2) 幅員 4.45メートル

### 公 告

#### ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年11月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務委託
- (2) 委託業務の内容及び数量  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限  
平成31年3月27日(水)
- (4) 納入場所  
入札説明書等による。
- (5) 入札方法

入札金額は、保守点検の対象となっているサーベイメータ及びデジタル式警報線量計の保守点検費用総額を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29～31年度競争入札参加資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
- (3) 保守点検対象となっている上記機器について、保守点検を行った実績があること。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 8570 愛媛県松山市一番町4丁目4 2

電話 089 941 2111 内線2341

- (2) 入札書の受領期限

平成30年12月3日(月)午後5時15分

- (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ(<http://www.pref.ehime.jp/>)でのダウンロード又は上記(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年12月12日(水)午前10時00分

愛媛県庁第二別館3階 県民環境部会議室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- ア 受付期間

平成30年11月2日(金)から平成30年12月3日(月)午後5時15分まで

- イ 受付場所

上記3の(1)に掲げる場所

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Survey meters and Electronic Pocket Dosimeters maintenance outsourcing

- (2) Time limit of tender: 5:15 p.m., 3 December 2018

- (3) For further information, please contact: Nuclear Safety Measures Division, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570, Japan  
TEL +81 89 941 2111 Ext. 2341

## ○公 告

## ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による平成30年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

平成30年11月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 試験の日時及び場所

試 験 別	日 時	場 所
学 科 試 験	平成31年2月12日（火）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛 媛 県 庁
実 地 試 験	平成31年3月13日（水）午前10時	松山市勝山町一丁目1番5 愛媛調理製菓専門学校

## 2 受験願書の提出期間

平成31年1月4日（金）から15日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

## 3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

## 4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

## 5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

## ○公 告

## 採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成30年10月12日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成30年11月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

受験番号	受験番号
2	5